明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八〇）　二

〔省　令〕

○商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務三五）　二

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　六

〔告　示〕

○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二九四、二九五）　七

○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二九六）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八三八、八四〇）　八

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八三九）　八

○道路に関する件（関東地方整備局二四四～二四六）　一〇

○道路に関する件（九州地方整備局九五）　一〇

〔人事異動〕

最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一一

会社その他　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八〇号）（総務省）

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とすることとした。